

令和 8 年度使用の仙台市立義務教育諸学校教科用図書の採択方針

(令和 7 年 6 月 9 日 教育委員会議決)

仙台市立義務教育諸学校において使用する教科用図書は、児童生徒の実態に即し、見本本の調査研究を十分に行い、公正かつ厳正に適切なものを採択する。

なお、採択に当たっては、教育基本法や学校教育法が示す教育の目的や目標、学習指導要領の趣旨を踏まえ、文部科学省から示された通知「教科書採択における公正確保の徹底等について（通知）」「教科書採択の公正確保について（通知）」「令和 8 年度使用教科書の採択事務処理について（通知）」、宮城県教育委員会から示された「教科書の採択に係る基本方針」「令和 8 年度使用学校教育法附則第 9 条の規定による教科用図書（一般図書）採択基準【特別支援学校及び特別支援学級】」に則り、検討する。

記

1 小学校用教科書の採択について

令和 7 年度の採択においては、学校教育法附則第 9 条の規定により教科書以外の教科用図書を使用する場合を除き、令和 6 年度と同一の教科書を採択する。（義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（以下「無償措置法」という）第 14 条及び同施行令第 15 条）

2 中学校用教科書の採択について

令和 7 年度の採択においては、学校教育法附則第 9 条の規定により教科書以外の教科用図書を使用する場合を除き、令和 6 年度と同一の教科書を採択する。（無償措置法第 14 条及び同施行令第 15 条）

3 特別支援学校用教科書の採択について

(1) 小学部

令和 7 年度の採択においては、学校教育法附則第 9 条の規定により教科書以外の教科用図書を使用する場合を除き、令和 6 年度と同一の教科書を採択する。（無償措置法第 14 条及び同施行令第 15 条）

(2) 中学部

令和 7 年度の採択においては、学校教育法附則第 9 条の規定により教科書以外の教科用図書を使用する場合を除き、令和 6 年度と同一の教科書を採択する。（無償措置法第 14 条及び同施行令第 15 条）

4 一般図書（特別支援学校・学級用）の採択について

一般図書（特別支援学校・学級用）の採択については、教科の主たる教材として教育目標の達成上適切な図書を採択する。

(次頁に続く)

5 一般図書（特別支援学校・学級用）の採択の観点について

採択に当たっては、以下の仙台市採択の観点に則り検討する。

特別支援学校（小学部・中学部）及び小学校・中学校特別支援学級 教科

【内容に関すること】

- （１）仙台市の学校教育の推進に資するものであること。
- （２）仙台市をはじめ、我が国の自然や歴史、文化などを愛し、守り伝えていくとともに、諸外国の人々の生活や文化を理解し、尊重する態度の育成に適したものであること。
- （３）生命を大切にし、人権を尊重する心や他人を思いやる心、美しいものや自然に感動する心などが育つように配慮されていること。
- （４）発達の段階や、幼・小・中の系統性に配慮されていること。
- （５）学習指導要領に示されている目標達成のために内容が工夫されていること。

【配列に関すること】

- （６）教科における基礎的・基本的な内容の確実な習得・定着を図るための学習や、発展的な学習が展開できるように配慮されていること。
- （７）教材の配列が、児童生徒の生活や本市の実態に広く対応できること。

【学習と指導に関すること】

- （８）基礎的・基本的な知識・技能の習得とともに、思考力、判断力、表現力等の育成や主体的な学習態度の形成を進められるように配慮されていること。
- （９）他教科や総合的な学習の時間等との関連に配慮されていること。
- （１０）言語活動が充実するための学習が展開できるように配慮されていること。
- （１１）児童生徒の経験や興味・関心を大切にし、多様な個性や能力に対応するとともに、主体的・対話的で深い学びを実践するために工夫されていること。

【表現と体裁に関すること】

- （１２）文章、用語、挿絵、地図、図表、ウェブページのアドレス（二次元コード）の配置や表現が適切であること。

（次頁に続く）

【内容に関すること】

- (1) 仙台市の学校教育の推進に資するものであること。
- (2) 仙台市をはじめ、我が国の自然や歴史、文化などを愛し、守り伝えていくとともに、諸外国の人々の生活や文化を理解し、尊重する態度の育成に適したものであること。
- (3) 生命を大切にし、人権を尊重する心や他人を思いやる心、美しいものや自然に感動する心などが育つように配慮されていること。
- (4) 発達の段階や、幼・小・中の系統性に配慮されていること。
- (5) 学習指導要領に示されている目標達成のために内容が工夫されていること。

【配列に関すること】

- (6) 「特別の教科 道徳」の目標を踏まえて、ねらいが明確で内容のまとまりがあること。
- (7) 「特別の教科 道徳」の内容項目を関連的・発展的に捉え、重点的な取扱いの工夫ができるように配慮されていること。
- (8) 「特別の教科 道徳」の内容項目の数や分量が、各学校の年間指導計画に広く対応できること。
- (9) 教材の配列が、児童生徒の生活や本市の実態に広く対応できること。

【学習と指導に関すること】

- (10) 学習意欲を高めるため、体験的・問題解決的な学習や自主的・自発的な学習が展開できるように配慮されていること。
- (11) 言語活動が充実するための学習が展開できるように配慮されていること。
- (12) 道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に捉え、自己の生き方について考えを深める学習が進められるように配慮されていること。
- (13) 児童生徒の経験や興味を大切にし、多様な個性や能力に対応するとともに、学習の動機付けや主体的・対話的で深い学びができるように配慮されていること。

【表現と体裁に関すること】

- (14) 文章、用語、挿絵、地図、図表、ウェブページのアドレス（二次元コード）の配置や表現が適切であること。